



平成 29 年 12 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィンクス  
 代表者名 代表取締役 社長執行役員 藤田 俊哉  
 (コード番号：3784 東証第一部)  
 問合せ先 取締役 常務執行役員 企画本部長 竹内 雅則  
 (TEL. 03-5209-7389)

## 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 12 月 26 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 29 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までとしておりますが、親会社である富士ソフト株式会社と決算期を統一することにより、経営計画の策定や業績管理など経営及び事業運営の効率化を推進するとともに、より適時・適切な経営情報の開示を図るため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更するものであります。

これに伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

#### 2. 決算期変更の内容

現 在：毎年 3 月 31 日

変更後：毎年 12 月 31 日

※決算期変更の経過期間となる第 30 期は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月決算となる予定です。

#### 3. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第 30 期の業績見通しにつきましては、平成 30 年 5 月に開示予定の平成 30 年 3 月期決算短信において公表する予定です。

#### 4. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 10 条 (条文省略)	第 1 条～第 10 条 (現行どおり)
第 11 条 (株主総会の招集) 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第 11 条 (株主総会の招集) 当社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
第 12 条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 31 日とする。	第 12 条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月 31 日とする。
第 13 条～第 39 条 (条文省略)	第 13 条～第 39 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第40条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日から翌年3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>第41条（条文省略）</p> <p>第42条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第43条（条文省略）  (新設)</p>	<p>第40条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日から12月31日</u>までの1年とする。</p> <p>第41条（現行どおり）</p> <p>第42条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第43条（現行どおり）  <u>附則</u></p> <p><u>第1条（第30期の事業年度）</u> 第40条の規定にかかわらず、<u>第30期の事業年度は、2018年4月1日から同年12月31日までの9か月間とする。</u></p> <p><u>第2条（第30期の中間配当の基準日）</u> 第42条第2項の規定にかかわらず、<u>第30期の事業年度の中間配当の基準日は、2018年9月30日とする。</u></p> <p><u>第3条（附則の有効期限）</u> 本附則は、<u>2018年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</u></p>

## 5. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年6月26日（予定）  
定款変更の効力発生日 平成30年6月26日（予定）

以上